辰野町農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 平成 29 年 4 月 5 日(水)午前 9 時 00 分から午前 10 時 37 分
- 2. 開催場所 役場1階第2会議室
- 3. 出席委員(14人)

会長 1番 有賀 勝英

会長職務代理者 2番 宮原 光平

委員 3番 原 美子

4番 宮澤 依子

5番 中村 良治

6番 小島 敏雄

7番 新村 幸子

推進委員 中村 脩司

小澤 清之

中條 清春

栗林 秀樹

福島 正一郎

漆戸 裕司

古村 孝

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 農地利用集積計画(農地中間管理事業)について

議案第4号 農地利用配分計画(案)について

報告事項

(1) 専決事項について

- 3月許可決定の5条1件については、長野県農業会議から3月15日付けで許可相当の意見答申があったので、許可指令書を交付した。
- (2) 農地法第18条第6項の規定による届出
- (3) 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用
- (4) 農地嵩上げ申請について

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 一ノ瀬 敏樹

事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 中畑 充夫

書記 役場産業振興課農政係係員 横内 優子

8. 会議の概要

(開会)

<宮原職務代理>

おはようございます。3月までは非常に寒い日が続き、昨日あたりは急に春らしくなって、日中は家の中にいるより外のほうが気持ちがよいという、ようやく春がきたという感じがしました。3日に小野の火災ということで、最初は山火事と聞いたのでえらいことになると思いましたが、しばらくして鎮火ということで、ほっとしたような次第でございます。4月の農業委員総会を開会いたします。よろしくおねがいします。

(会長あいさつ)

<有賀会長>

あらためておはようございます。1年が過ぎましたけれど、皆さん充実した1年でしたでしょうか。これから2年目に入るわけですけれど、1年目の体験を活用していただいて、大いに荒廃農地に利用関して、作物を作るかやめるか、また今日、後で決めていただきたいと思います。上伊那に先立ちまして、辰野と伊那市が先行して役員の改正をしたわけですけれど、これから逐次箕輪、南箕輪、飯島、宮田、中川が変わってきますけれど、これから協力して是非上伊那の農業委員会を盛り上げていただくように、皆さんの協力を切にお願いして、簡単でございますけれど挨拶にしたいと思います。よろしくお願いします。

(議事録署名委員の指名)

<有賀会長>

3番の原委員さんと4番の宮澤委員さん、よろしくお願いいたします。

(議事)

<有賀会長>

それでは4番の議事に入ります。事務局お願いします。

【議案第1号、4条の規定による許可申請について1番朗読】

<中畑事務局次長>

1番、地図は1枚目の表をご覧ください。

辰野町南平・・・番地にお住まいの A さん所有の、南平・・・番、地目は畑、面積 86 ㎡および、南平・・・番、地目は畑、面積 456 ㎡、計 2 筆、542 ㎡に住宅を新築するための申請でございます。

申請者は現在、子供夫婦と同居しておりますが、手狭なため隣地に別棟の住宅を新築したい計画です。申請地は10~クタール以上の広がりのある区域であり、農地法第4条第6項第1号ロの第1種農地でありますが、集落接続により許可はやむをえないと判断いたします。こちらは、農振農用地でしたが平成29年3月9日に農振除外の公告が済んでおります。なお、第1種農地における転用の申請でありますので、長野県農業委員会ネットワーク機構の意見をお伺いしたいと思います。

この件につきましては、有賀会長、宮澤委員から意見をいただいております。

<有賀会長>

それでは宮澤委員さんお願いします。

<宮澤委員>

3月10日に現地を見てまいりまして、今まで住んでいる住宅の裏に親の家を 建てるという申請が出まして、境の確認をしてまいりました。問題はないということで見てまいりました。よろしくお願いします。

<有賀会長>

この件について何かご質問がございましたらよろしくおねがいします。よろしいですか。では挙手でお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次の件をお願いします。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1~6番朗読】

<中畑事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1枚目の表をご覧ください。

辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいの A さん所有の、大字伊那富字山腰・・・番、地目は田、面積 233 ㎡を、辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいの B さんが取得し、住宅敷地を拡張するための申請でございます。

譲受人は、隣接の住宅を所有し生活しておりますが、手狭なため申請地を取得し 駐車スペースおよび庭として利用したい計画であります。

申請地は住宅に囲まれた 10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない 広がりのない農地であり、農地法第 5 条第2項第 2 号の第 2 種農地、消極的 2 種と 指定されますが、位置的代替性がなくやむをえないと判断いたします。

この件につきましては、有賀会長、宮澤委員から意見書をいただいております。

<有賀会長>

それでは宮澤委員さんお願いします。

<宮澤委員>

ただいまの説明のように、(場所の説明)ですけれど、山に近いという所でそんなに 広い田んぼではありませんで、住宅に隣接しているところで日常生活に支障があると いうことです。現地確認に行ってまいりまして、杭打ちもしっかり入っていましたので、 問題ないということで有賀会長と見てまいりました。よろしくお願いします。

<有賀会長>

はい、ありがとうございました。補足しますと、前に川がございまして、蓋をするということですので許可をとってほしいということで再度お願いしてまいりました。地区の井筋組合長さんに了解を得まして、確認が取れたというでした。よろしくお願いします。この件について何かご質問ありましたら。よろしいですか?それでは挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは2番目お願いします。

<中畑事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は1枚目の裏をご覧ください。

辰野町大字平出・・・番地にお住まいの C さん所有の、大字平出・・・番、地目は田、面積 680 ㎡を、辰野町大字赤羽・・・番地にお住まいの D さんが取得し、宅地分譲地を新設するための申請であります。譲受人は宅地建物取引業者の免許を有し、不動産業を営んでおりますが、申請地を取得し 2 区画の宅地分譲地としたい計画であります。

申請地は第1種住居地域、一部準工業地域の用途地域内ですので農地法第5条 第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては、小島委員、新村委員から意見書をいただいております。

<有賀会長>

それでは小島委員さんお願いします。

<原委員>

この案件につきましては、3月14日に新村委員さんとともに不動産業者立会いの下で現地を確認してまいりました。場所は今ご説明いただいた地図のとおり、(場所の説明)で、現地の北側にはアパートが建っておりまして、東側には家が3軒建っているということでございます。境界は地籍調査ではっきりしておりますし、道路幅も3m50cmあり、上下水道とも整備されております。この場所は転用による周辺への影響はないものと考えております。ご審議の程お願いします。

<有賀会長>

この件について何かご質問ございましたら。よろしいですか?それでは挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次お願いします。

<中畑事務局次長>

3番、地図は2枚目の表をご覧ください。

辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいの E さん所有の、大字伊那富字鞍掛・・・番、地目は畑、面積 116 ㎡および、大字伊那富字鞍掛・・・番を、辰野町大字伊那富 F 番地にお住まいの F さんが取得し店舗兼住宅を新築するための申請であります。

譲受人は申請地に隣接する店舗兼住宅で整骨院を営んでおりますが、道路拡張により、現在の建物が取り壊しとなるため、譲渡人の同意を得て申請地へ移転したい計画であります。

申請地は10~クタール以上の広がりのある区域であり、農地法第5条第2項第1号ロの第1種農地でありますが、集落接続により許可はやむをえないと判断いたします。なお、第1種農地における転用の申請でありますので、長野県農業委員会ネットワーク機構の意見をお伺いしたいと思います。

この件につきましては、有賀会長、宮澤委員から意見書をいただいております。

<有賀会長>

それでは宮澤委員さんお願いします。

<宮澤委員>

3月12日に有賀会長と一緒に現地を確認してまいりました。あそこは道が拡張ということで、現在の建物にかかるので、それをすぐ上の畑に移して新築、店舗を兼ねた

住宅を建てるということで、境確認に行ってまいりました。特に問題はないということで 見てまいりましたので、よろしくお願いします。

<有賀会長>

ありがとうございました。今説明ありましたように、道路の延長ということでいろいろ代替地を探したんですけれど、なかなかいい場所がないということで、場所が変わると難しい点がでるのではないかとお話がございまして、偶然裏に畑が空いておりましたので住宅兼店舗を建てるということで承諾したようですのであらためて報告いたします。この件について何かご質問ございましたら。よろしいですか?

<原委員>

道路が延伸するということなんですよね?そういうことは町民はどこまで知っているんでしょうか?農業委員は関係ないかもしれませんが。そういうことを知っておくといいのではないかと思いまして。

<有賀会長>

羽北道路委員会というものがありまして、そこが主体となって進めておりますので、地域ではどうなんでしょうか?

<一ノ瀬事務局長>

道路委員会で議論して、今回のFさんの所までは道路計画ができて今のような形ができあがっているわけですけれど、その先まだ北のほうに延びていく計画は多分点線とかいうレベルで記されている状況ではあると思うが、一般には公表されていない。

<有賀会長>

それでは挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次お願いします。

<中畑事務局次長>

4番、地図は2枚目の表をご覧ください。

辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいの G さん所有の、大字伊那富字鞍掛・・・番、地目は田、面積 480 ㎡を、辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいの H さんが取得し住宅を新築するための申請であります。

譲受人は申請地近隣の社屋併用住宅で暮らしておりますが、手狭なため申請地に 住宅を新築したい計画であります。

申請地は10~クタール以上の広がりのある区域であり、農地法第5条第2項第1号ロの第1種農地でありますが、集落接続により許可はやむをえないと判断いたします。こちらは、農振農用地でしたが平成28年9月13日に農振除外の公告が済んでおり、また西天土地改良区からの同意書も添付されておりました。なお、第1種農地における転用の申請でありますので、長野県農業委員会ネットワーク機構の意見をお伺いしたいと思います。

この件につきましては、有賀会長から意見をいただいております。

<有賀会長>

それではご説明申し上げます。前年会長の尾坂さんと確認しております。事務局の説明にありましたように、問題ないということで承認しておりますのでよろしくお願いします。この件について何かご質問ございましたら。よろしいですかね?それでは挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次お願いします。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<中畑事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

計 11 件、19 筆、面積は 22,211 ㎡です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤 強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、お願いいたします。

<有賀会長>

この件について何かご質問がありましたら。よろしいですかね。挙手をお願いします。 (全員挙手)はい、ありがとうございました。それでは次お願いします。

【議案第3号、農地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について】

<中畑事務局次長>

農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定についてでありますが、7件の利用権設定についての上程です。農地中間管理事業による中間管理候補農地整理簿に基づき、田11 筆22,746 ㎡について農地中間管理機構である公益財団法人長野県農業開発公社と新規10年9ヶ月の使用貸借権を設定するものです。ご審議をお願いします。

<有賀会長>

この件について何かありましたら。よろしいですかね。挙手をお願いします。(全員挙手)はい、ありがとうございました。それでは次お願いします。

【議案第4号、農用地利用配分計画(案)について】

<中畑事務局次長>

農用地利用配分計画(案)については、議案第3号で設定する農地について、農地中間管理機構から受け手へ使用貸借権を設定するもので、すべての農地について認定農業者であり人・農地プランに位置づけられた担い手である農事組合法人たつの営農へ4,490㎡、瀬戸真一さんへ18,256㎡、新規10年8ヶ月の使用貸借権を設定するものです。農地所有者と借受者の間では合意がなされており、他の担い手の経営への支障はないものと考えます

<有賀会長>

この件についてよろしいですかね。挙手をお願いします。(全員挙手)はい、ありがとうございました。それでは次お願いします。

報告事項

<中畑事務局次長>

それでは報告事項、(1) 専決事項ということでお願いしたいと思います。3 月許可決定の5条1件については、長野県農業会議から3月15日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。

続けて、(2)農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約でございますが7件、議案書の通りでございます。

続けて、(3)認定電気通信事業者による中継施設等の設置に伴う農地転用でございますが、議案書のとおりでございます。

続けて、(4)農地の嵩上げ申請でございますが、議案書のとおりでございます。

いずれも、添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。報告事項は以上でございます。

<有賀会長>

ではその他お願いします。

その他

- ○農業委員・推進委員の報酬支給について(事務局 横内)
- ○新聞掲載記事について(事務局 横内)
 - 3月委員会で話した下限面積について、長野日報に掲載された。
 - 5月1日付け広報全戸回覧、ほたるチャンネル、たつの新聞掲載依頼中。
- ○H29 年度活動計画について(事務局 横内) 農業委員研修旅行については、後日旅行委員を決めて日程、内容等決定していく。
- ○遊休農地解消に向けた活動について(上伊那農業改良普及センター 高橋さん)
 - ●活動にあたって・・・
 - ・農業や農村に貢献できる内容である ・人が主体となって変化する活動である
 - ●どうやって課題を発見するか
 - ・発生型(すでに発生している課題をなんとかしなくてはいけない) 農業者の高齢化と後継者不足(人)、遊休荒廃農地の増加や鳥獣被害
 - ・探索型(アンケート調査等で現状を分析して見えてくるもの) 家族経営協定締結者・就農希望者・野菜の需要等調査
 - ・設定型(将来に向けて地域にどうやって仕掛けていこうかというもの) 農業生産だけではなく、観光と結びつけていくことが必要。 子供や若いお母さん対象の食育も含めてグリーンツーリズムもひとつの方法。 食の革命プロジェクト(6次産業化)をどうやって進めるかも良し。
 - ●検討作物
 - ふじばかま、アマランサス、アピオス、ラベンダー、エゴマ

H29年度は普及センターでエゴマの試験栽培を行う予定あり。

通常は 5 月に種まきだが、田植え時期と重なるので、もう少し遅い時期に蒔いて収穫できるかの試験栽培をしたい。田植えが一段落したら、エゴマ栽培を行う。

圃場候補地・・樋口加工トマト跡地、澤底(5a ほど)

この活動の主体は、推進委員長 古村さんに決定

○次回委員会開催日:5月8日(月) 午前9時00分から 役場1階第2会議室

(閉会)

<宮原職務代理>

辰野町の農業委員会もいよいよ動き出し、冬眠からさめたという状況ですけれども、

やるからにはうまく高橋さんの指導の下に農業委員会らしくやりたいと思います。今日 はご苦労様でした。以上で総会を終わりにします。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成	年	月	日	
会	Ŧ	莹		印
議事録	录署名 /	ا		印
議事録	录署名 <i>)</i>	\		印